

社会福祉法人熊本市手をつなぐ育成会
役員等に対する費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊本市手をつなぐ育成会の役員（以下「役員等」という。）に対する費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において役員等とは、法人理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(日当及び手当)

第3条 役員が会長の要請により法人の業務を行った場合は日当及び手当を支給する。

- (1) 役員には、1日2,000円。
- (2) 監事の監査会（事業・会計監査）は10,000円。
- (3) 会長の役員手当は月70,000円。
- (4) 常務理事の役員手当は無報酬とする。
- (5) 非常勤の理事、監事は無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人及び各施設の業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。

- 2 交通費の額は、熊本市内の車賃は1,500円とし、その他鉄道賃及び航空賃は実費とする。
- 3 宿泊料については、職員の旅費規程を適用する。但し、公的機関により斡旋された場所に宿泊した場合において、旅費規程の額をこえるときはその実費とする。

(旅行命令)

第5条 役員の旅は、旅行命令によるほか、会長の発する会議召集通知によることができる

(職員である者の特例)

第6条 役員でかつ社会福祉法人熊本市手をつなぐ育成会職員である者に対しては、この規程は適用しない。

附 則

この規程は、昭和59年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成 3年 7月 1日 改正施行する。

この規程は 平成 8年 4月 1日 改正施行する。

この規程は 平成14年12月 5日 改正施行する。
この規程は 平成18年 4月 1日 改正施行する。
この規程は 平成22年 4月 1日 改正施行する。
この規程は 平成23年 9月 1日 改正施行する。
この規程は、平成25年10月 1日 改正施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日 改正施行する。
この規程は、平成28年 1月 1日 改正施行する。
この規程は、平成29年 2月24日 改正施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日 改正施行する。
この規程は、令和元年 6月14日 改正施行する。